公表日：2024年6月14日

社員区分	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
すべての社員	78.3%
正社員	83.0%
契約・短時間社員	85.1%

対象期間：令和5年事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

対象賃金：基本給、諸手当、超過勤務手当、賞与等を含み、退職金、通勤手当を除く。

正社員：出向者については、当社から社外への出向者を含み、他社から当社への出向者は除く。

契約・短時間社員：期間工、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。

※正社員の労働時間を基準に時間換算しています。

差異についての補足説明：男女の構成比について

すべての社員	：男性44.1%　女性55.9%
正社員	：男性57.5%　女性42.5%
契約・短時間社員	：男性31.1%　女性68.9%
管理職	：男性78.6%　女性21.4%
家族手当支給対象者	：男性79.5%　女性20.5%

①女性の管理職比率が低いため、格差が生じています。女性の管理職登用を計画的に推進しており、昨年の17.5%から3.9ポイント上がりました。

②女性の家族手当の支給比率が低いことも格差の要因となっています。

③契約・短時間社員について、相対的に賃金が高い嘱託社員に男性比率が多いため格差が生じています。